

# 水環境を守る浄化槽

本年度から、**単独槽から合併槽に転換する場合に限り、補助金額が増額されました。**ただし、この制度は2026年度に終了する可能性があります。

## 浄化槽設置事業補助金

### ■申請の時期：設置前

### ■申請する人：施主

\*申請には、浄化槽に関する専門的な書類が必要となるため、浄化槽施工業者に委任することができます。

### ■平成30年度補助額（上限額）

①新增築に伴い合併槽を設置する場合

人槽	補助額
5人槽	19万9,000円
7人槽	24万8,000円
10人槽	32万8,000円

②新增築を伴わず、単独槽から合併槽に転換する場合

人槽	補助額
5人槽	49万8,000円
7人槽	62万1,000円
10人槽	82万2,000円

## 災害時の浄化槽状況確認事項

確認箇所	確認内容
流入管 浄化槽本体	①浄化槽本体が浮上または沈下している ②浄化槽本体の周辺で水が漏れている ③宅内から水を流しても浄化槽まで流れてこない
消毒剤 (マンホール内)	④白い薬剤が入った筒が倒れている、見当たらない *倒れても、立てることができれば使用可能

4点のチェック項目のいずれにも該当しなければ、暫定的に使用可能とします。暫定的な使用期間は、最長で3ヶ月を目安とします。

平成13年4月以前に設置された浄化槽は、単独槽の可能性があります。現在設置されている単独槽は、設置後20年以上経過しています。市では、すべての生活排水を処理できる合併槽への転換を推進しています。単独槽から合併槽に転換する場合は、新增築などによって合併槽を設置する場合より、乗せして補助金を交付しています。

### 補助金を利用して合併槽への転換を

川や海の水環境を向上させ、生活環境を守るために、市では合併処理浄化槽への転換を推進しています。また、日頃から適正な維持管理を行い、本来の性能を維持するとともに、災害時の対応も確認しておきましょう。

問い合わせ 環境課 森田 ☎ 0532-609

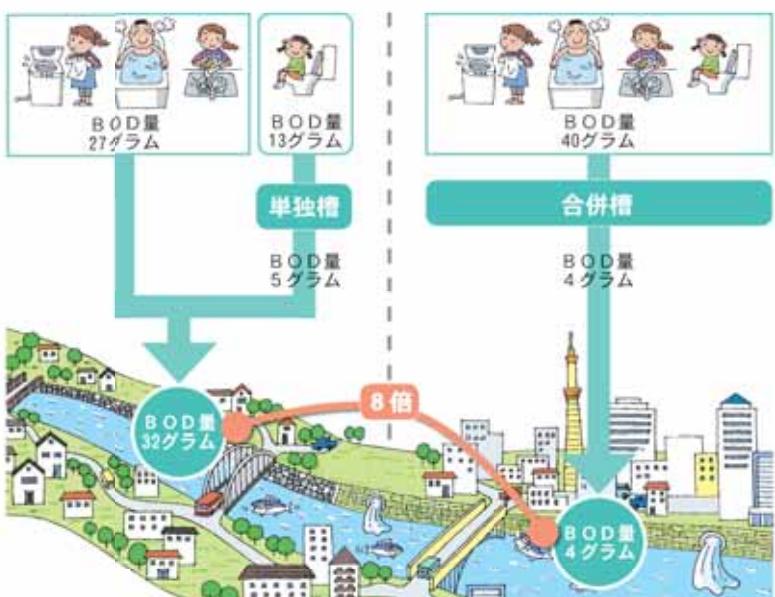
**浄化槽とは**  
浄化槽は、微生物を利用し、トイレや台所、お風呂などの水に浄化する装置で、合併処理浄化槽（合併槽）と単独処理浄化槽（単独槽）があります。合併槽は、家庭から出る排

水全てを浄化するものです。一方、単独槽は、トイレからの排水のみを浄化する装置で、台所やお風呂などの排水はそのまま川や海へ流出しています。

「浄化槽法」という法律により、浄化槽本来の性能を維持していくために、4つの維持管理が義務付けられています。必ず実施してください。引き継ぐために、合併槽への転換をお願いします。

## 合併槽で生活排水をきれいに

例えば、水を1人1日200リットル使った場合に出る汚れ（BOD [★]）の量は、40グラムです。この汚れを処理する合併槽（風呂や洗濯、水洗トイレなど全体を処理）と単独槽（水洗トイレのみを処理）とを比較すると、最終的に排出される汚れのBOD量に「8倍」もの差が出ます。多くの皆さんのが合併槽にすることで、水の汚れが減り、水環境が守られます。



[★] BODとは、水の汚れ具合を表す指標の一つで、この値が大きいほど汚れが著しいことを示します。

①保守点検	毎年3回以上
②清掃	毎年1回
③法定検査	（7条検査）
④法定検査	（11条検査）

【樺原地区】(有)樺原衛生社 ☎ (52)00-652-0839

【相良地区】(有)東環クリーン ☎ (52)00-652-0839

①保守点検

②清掃

③法定検査

④法定検査

浄化槽の各部分が正しく機能しているかの点検・調整や、消毒薬の補充をするものです。左記の業者に直接申し込んでください。

能しているかの点検・調整や、消毒薬の補充をするものです。左記の業者に直接申し込んでください。

県知事の許可を受けた業者に依頼し実施してください。

取り除き、浄化槽をきれいに保つものです。左記の業者に直接申し込んでください。

能しているかの点検・調整や、消毒薬の補充をするものです。左記の業者に直接申し込んでください。

行なわれたか、浄化槽が正常に機能しているかを検査します。浄化槽設置後、放流される水の水質検査も実施します。

浄化槽の設置状況や設備が機能しているかを検査します。浄化槽設置後、6ヶ月から8ヶ月くらいの間で1回だけ実施されます。

③と④の実施日については、(財)静岡県生活科学検査センターから連絡があります。